

フランス政府による新型コロナウイルス関連 支援措置（概要）

2021年3月19日現在

日本貿易振興機構（JETRO）
パリ事務所

内 容

<給付金・補填金>

1. 一時帰休制度
2. 長期一時帰休制度
3. 連帯基金支援金
4. 固定費補填

<融資>

5. 政府保証付融資

<その他>

6. 社会保険料支払免除等
7. 家賃関連支援
8. 若者就業支援プラン

(参考)

- 経済復興に向けた景気刺激策と復興基金の活用
- セクター別支援

1. 一時帰休制度

- ▶ 日本の雇用調整助成金に類似した制度で、感染拡大が本格化した2020年3月に大幅に拡充。
- ▶ 当初、政府補填は全額（企業補償額の100%＝グロス給与の70%）であったが、その後一部低減。

□ 支援概要(2021年3月1日時点)

1. 打撃の大きかったホテル・レストラン・カフェ・観光・イベント・スポーツ・文化等のセクターに属する企業
 - 2021年3月31日まで：一時休業対象の従業員に対しグロス給与の70%相当額を企業が補償、政府は企業が従業員に支払った額の全額（企業補償額の100%＝グロス給与の70%）を補填
 - 2021年4月：企業補償が70%、政府補填が60%
 - 2021年5月以降：企業補償が60%、政府補填が36%
2. 1.に所属するセクターで売上高が80%減少した企業
 - 2021年6月30日まで：一時休業対象の従業員に対しグロス給与の70%相当額を企業が補償、政府は企業が従業員に支払った額の全額（企業補償額の100%＝グロス給与の70%）を補填
 - 2021年7月以降：企業補償が60%、政府補填が36%
3. 行政判断に基づき休業措置を強いられている企業
 - 2021年6月30日まで：一時休業対象の従業員に対しグロス給与の70%相当額を企業が補償、政府は企業が従業員に支払った額の全額（企業補償額の100%＝グロス給与の70%）を補填
 - 2021年7月以降：企業補償が60%、政府補填が36%
4. 上記対象外の企業
 - 2021年3月31日まで：一時休業対象の従業員に対しグロス給与の70%相当額を企業が補償、政府は企業が従業員に支払った額の60%を補填
 - 2021年4月以降：企業補償が60%、政府補填が36%

2. 長期一時帰休制度

▶ 長期的な活動縮小に直面する企業が適用できる新規定として、2020年7月から適用開始。

□ 適用対象：規模や活動内容に関係なく一人以上の従業員を雇っている企業

□ 適用条件等：

- ・ 産業別・グループ・企業又は事業所レベルでの団体合意が必要（雇用主による決定書作成も必要）
- ・ 雇用維持の確約が必要
- ・ 労働時間短縮はフルタイム労働時間の40%（例外的に50%）が限度

□ 内容：

- ・ 雇用主は、グロス時給額の70%を最低補償（法定最低賃金の4.5倍を上限、時給額はネットで8.11 €以上）
- ・ 政府は、雇用主が支払った法定最低賃金の4.5倍を上限とし時給額の60%を補填（時給額は法定最低賃金の90%を下回らない = 7.30 €）

□ 適用期間：36カ月間で最長24カ月（連続・非連続を問わない）

3. 連帯基金支援金

- ▶ 連帯基金による支援金（日本の「持続化給付金」に相当）は、2020年12月分からは業種を問わず、大幅に拡充。（以下、2021年2月適用内容）

対象業種	受給要件等	支援措置（受給金額等）
休業措置対象業種 （レストラン、バー、ナイトクラブ、スポーツジム等）	・企業規模に関係なく、全ての企業で売上が前年同期比20%以上減の企業	・月額1万ユーロを上限とし売上減額または2019年同月売上*の20%相当額（月額上限20万ユーロ）のいずれか
リストS1に定められる業種 ホテル、ケータリング、旅行代理店、イベント関連企業、文化関連企業、スポーツ関連など	①売上が前年同期比70%以上減の企業 ②売上が前年同期比50%以上70%未満減の企業 従業員数は問わない	①月額1万ユーロを上限とし売上減額または2019年同月売上*の20%相当額（月額上限20万ユーロ）のいずれか ②月額1万ユーロを上限とし売上減額または2019年同月売上*の15%相当額（月額上限20万ユーロ）のいずれか
リストS1bisに定められる業種 危機の影響を間接的に受けている観光セクター等の関連企業（卸売業、クリーニング等）	売上が前年同期比50%以上減で、2020年3月15日～5月15日または2020年11月の売上が80%以上減であるか2020年の年間売上が2019年比10%以上減の企業のうち ①売上減が70%以上の企業 ②売上減が50%以上70%未満減の企業 ③売上減が1500€以下の場合 従業員数は問わない	①2019年同月売上*の20%(上限20万ユーロ)または1万ユーロを上限とし売上減額の80% ②2019年同月売上*の15%(上限20万ユーロ)または1万ユーロを上限とし売上減額の80% ③全額
その他業種	従業員50人以下であって売上前年同期比50%以上減の企業（3月分は20%以上減の企業に拡大の見込み）	月額最大1,500ユーロ

* あるいは2019年月間平均売上、いずれかの有利な方を選択。

なお、スキー場内の企業（小売り、貸アパート関連）、総面積2万平方メートル以上のショッピングモール内にある店舗で前年同期比50%以上の売上減の企業は、S1bisと同じ支援措置となる。

4. 固定費補填

➤ 2021年1月、休業措置の対象となる（接客業など）大衆の受入れ禁止を余儀なくされた企業、または、観光プランに定められる業種（リストS1, S1bis）、少なくとも販売店舗1件が2万平方メートル以上のショッピングモール内に位置しているために大衆の受入れ禁止を余儀なくされた企業が対象となる。実際の運用は2021年3月31日から。

- 対象：休業措置の対象となる企業で以下のすべての条件を満たす企業が対象
 - 2019年4月30日より前に設立
 - 2019年から2020年の年次売上げの10%減の企業
 - 月間売上高が100万ユーロまたは年次売上げが1,200万ユーロを超える
 - 2021年1月から2月の期間に売上減が50%以上で連帯基金支援金の対象となる企業
 - 2021年1月から2月の期間に売上げ総利益が赤字
- 支援内容：2021年度については年次で1,000万ユーロを上限とし、賃貸料などの固定費を政府が最大で70%(従業員数が50人未満の企業に対しては90%)補填
- その他：同支援措置は連帯基金支援金と併用可能

5. 政府保証融資

▶ 2020年3月に開始、業種や企業規模を問わず全ての企業（一部を除く）を基本的に対象とする支援措置。政府保証付融資利用の大企業は、2020年中に配当の支払い、自社株買いをしないことが条件。

- 対象企業：全ての企業（ただし不動産民事会社(SCI)の一部、金融機関等を除く）
- 融資額上限：2019年売上高の3カ月分（2019年1月1日以降に起業した新規設立企業、スタートアップ企業はグロス給与総額2年分）
- 返済期限：1年目は返済義務なし(1年延長可)、その後1～5年で返済、返済開始を1年間繰延べ（2021年1月発表）
- 金利：中小企業
 - 2021年0.25%（政府保証分のみ）
 - 2022年又は2023年1～1.5%
 - 2024年～2026年 2～2.5%その他の企業は融資契約で定める
- 政府保証割合：従業員5000人未満・売上高15億ユーロ以下 90%
 - 従業員5000人未満・売上高15億～50億ユーロ 80%
 - 上記以外の企業 70%
- 融資申込期限：2021年6月30日

6. 社会保険料支払免除等

- ▶ 2020年3月以降、政府は企業等の資金繰り支援の観点から、社会保険料の支払いを大企業（従業員250人以上）には猶予を、中堅・中小企業（同250人未満）には一部免除を実施。同措置利用の大企業（同250人以上）は、2020年中に配当の支払い、自社株買いをしないことが条件。

以下に該当する中堅・中小企業には社会保険料の支払いの一部免除を実施

- 2～5月分：特に大きな打撃を受けたホテル・レストラン・カフェ・観光・イベント・スポーツ・文化等の業種に属する従業員250人未満の企業
- 2～4月分：その他のセクターで休業措置の対象となっている従業員10人未満の全ての企業
- 9月分～：
 - ①250人未満の企業で、主要活動がホテル・レストラン・カフェ・観光・イベント・スポーツ・文化等の業種またはこれらに依存する業種で、以下の条件のうち一つを満たす企業（9月分は夜間外出禁止令の対象エリアに限る）
 - 休業措置の対象となっている企業（宅配やテークアウトサービスをしていてもよい）
 - 売上が前年同期比で50%以上減少している企業
 - ②上記以外の業種で休業措置の対象となっている従業員数50人未満の全ての企業（10月分以降継続）

7. 家賃関連支援

- ▶ 2020年11月の再度の移動制限措置（ロックダウン）導入に伴い、それまでの貸主団体に対する賃料放棄の要請から、税制による支援を開始。

賃借人が休業措置又は休業措置対象となっていないが大きな打撃を受けているセクターに属する企業であって、貸主が、

- 従業員250人以下の賃借企業の2020年11月分賃料を放棄した場合：
貸主は賃料の50%に相当する額の税額控除が可能
- 従業員250～5000人以下の賃借企業の2020年11月分賃料を放棄した場合：
貸主は2020年11月分賃料の3分の2を上限として50%相当額の税額控除が可能
例) 12,000ユーロを放棄した場合は4,000ユーロが税額控除対象

8. 若者就業支援プラン

▶ 政府は、2020年7月、若者就業支援プラン「1 jeune, 1 solution（一人の若者に一つの解決策）」を発表。

- 2020年8月1日～2021年3月31日の間に26歳未満の若者を無期契約又は3カ月以上の有期契約で雇用した企業：
 - ➔ 一人当たり年最大4,000ユーロを助成（社会保険料被用者負担分の補填）
- 2020年7月1日～2021年3月31日の間に18歳未満の若者と1年目の見習研修生契約、職業化契約を結んだ企業：
 - ➔ 一人当たり最大5,000ユーロを助成
- 2020年7月1日～2021年3月31日の間に18歳以上の若者と1年目の見習研修生契約、職業化契約を結んだ企業：
 - ➔ 一人当たり最大8,000ユーロを助成

等（以上、企業向け支援部分のみ）

(参考) 経済復興に向けた景気刺激策と復興基金の活用




- 総額 1,000 億ユーロ (約 12 兆 4,000 億円) の経済復興策 (うち 400 億ユーロ (約 5 兆円) は欧州復興基金が財源)
- 「環境政策」、「企業の競争力強化」及び「社会的結束」の 3 本柱。
- 2022 年までにコロナ危機以前の水準までに立て直す。

環境政策 (300 億ユーロ) 企業の競争力強化 (340 億ユーロ) 社会的結束 (360 億ユーロ)


建造物の省エネ改築支援
(67 億ユーロ)


製造業の脱炭素化促進
(12 億ユーロ)

鉄道部門支援 
(47 億ユーロ)

環境に優しい農業への転換
(25 億ユーロ)


水素セクター支援
(20 億ユーロ*)
* 2030 年までに 70 億ユーロ (国家水素戦略)

低公害車への買い替え支援措置 
(19 億ユーロ)

リサイクルなど循環型経済の促進 
(5 億ユーロ) 等

企業減税 (200 億ユーロ)
*) 生産に関わる税 (外形標準課税) を
2021 年と 2022 年に 100 億ユーロ減税


中小企業の自己資本強化 (30 億ユーロ)

製造業再生支援 (約 10 億ユーロ) 

中小企業のデジタル化支援、
行政機関のデジタル化 (約 20 億ユーロ)

次世代技術開発 (約 50 億ユーロ)
等

長期一時帰休制度など雇用政策
(76 億ユーロ)

医療機関への投資 
(60 億ユーロ)

地方自治体への財政支援
(52 億ユーロ)

若年雇用支援と促進
(67 億ユーロ)

高等教育・研究・イノベーション
エコシステムへの資金援助
(26 億ユーロ)
* 技術系スタートアップ育成

職業訓練の拡充
(19 億ユーロ)

低所得者支援
(8 億ユーロ)

等

(出所) 仏経済・財務・復興省

(参考) セクター別支援 (主な支援)

▶ フランスの重要産業、影響が大きい分野を重点的に支援。

□ 自動車セクター支援プラン (2020年5月26日公表、80億ユーロ規模)

- ・ エコカー購入・買替補助金 (環境報奨金 : 最大7,000ユーロ、買替補助金 : 最大2,500ユーロ、低所得層は最大5,000ユーロ) の拡充
- ・ 政府公用車に占めるエコカーの割合を50%とする目標を設定、調達前倒し
- ・ 電気自動車バッテリー製造工場支援、充電ステーションの整備加速 等

□ 航空セクター支援プラン (2020年6月9日公表、150億ユーロ規模)

- ・ Bpifranceの公的輸出信用等を通じた輸出支援
- ・ 軍等による航空機・ヘリコプター・ドローン等の調達
- ・ 脱炭素化に向けた研究開発支援 等

□ 観光セクター支援プラン (2020年5月14日発表、180億ユーロ規模)

- ・ 連帯基金の拡充延長 (従業員要件緩和、上乗せ給付上限額引上げ継続)
- ・ 一時帰休の政府補填の引下げなし
- ・ 政府保証融資上限額を2019年売上の25%から売上が最も多かった3カ月分相当額に引上げ
- ・ 預金供託公庫 (CDC) ・ Bpifranceによる自己資本向け資金供給 等

□ フレンチテック支援プラン (2020年6月5日公表、12億ユーロ規模)

- ・ スタートアップ企業育成支援 (研究成果の事業化支援)
- ・ フレンチテックソブリンファンド (経済的主権に関わる技術を開発する企業の支援、外国資本による買収からの防衛)
- ・ 社会・経済のデジタル化加速 (デジタル化のボトルネック特定のためのパブコメ実施) 等

(出所) 仏経済・財務・復興省

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所



+33-(0)1-4261-2727



info-prs@jetro.go.jp



**JETRO Paris
27 rue de Berri 75008 Paris France**

■ **ご注意**

本資料は情報提供を目的に作成したもので、可能な限り正確に記載するよう努めておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行っていただきますようお願い致します。また、万一不利益を被る事態が生じても当機構は責任を負うことができませんのでご了承ください。